(目的)

第1条 この要綱は、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部D各条の項の生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。以下この目において同じ。)であって、生食用として販売するものに限る。以下この目において同じ。)の目(以下「生食用食肉規格基準」という。)に規定する市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者について必要な事項を定めることによって、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の円滑な運営を図り、もって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者の基準)

- 第2条 生食用食肉規格基準で規定する市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者は、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 市長が実施し、又は指定する講習を受けた者
 - (2) 他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が実施し、又は指定する講習を受けた者のうち、市長が生食用食肉を取り扱う者として適当と認める者
 - (3) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17に規定する食品衛生責任者となる資格を有する者(生食用食肉規格基準に規定する生食用食肉の加工基準が適用される場合を除く。)

(設置又は変更の届出)

- 第3条 営業者は、生食用食肉規格基準の規定により生食用食肉を加工し、又は調理する者(以下、「生食用食肉取扱者」という。)を置いたときは、市長に届け出るものとする。当該生食用食肉取扱者を変更したときも、同様とする。
- 2 前項の規定による届出は、生食用食肉取扱者設置(変更)届出書(別記様式)に生食用食肉取扱者の資格を証する書類の写しを添付して提出することにより行うものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月1日より施行する。

生食用食肉取扱者設置 (変更) 届出書

				年	月	日
豊中市長						
	住	所				

営業者 氏 名

電 話

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名〕

生食用食肉取扱者を □設置 □変更 しましたので、豊中市生食用食肉取扱者に関する要綱第3条の規定により次のとおり届け出ます。

11に関する安神が3米の流足により次のと40万田の山より。						
施設	の所在地	大阪府豊中市				
施設の名称		(フリガナ) 電話				
営業の種類						
生食用食肉取扱者の氏名		(フリガナ)				
生食用食肉の加工基準		基準の適用の有無	有	·		
資格	□食品衛生管理者となる資格を有する者 □市長が実施し、又は指定する講習を受けた者					
其他	□他の都道府県知事等が実施し、又は指定する講習を受けた者					
	□食品衛生責	賃任者となる資格を有する	E .			
受講日または取得日: 年 月 日 資格番号:				資格番号:		

提示書類: 生食用食肉取扱者の資格を証する書類の写し

	•	
受	付	